

法定外公共物管理条例「別表第9条関係」（新旧対照表）

区 分		単 位	新料金	旧料金
物置、倉庫、小屋、橋梁、その他これらに類する工作物		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	100 円	150 円
通路、階段、物置場その他これらに類するもので工作物を設置しないもの			60 円	100 円
柱類	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	430円	560円
	第 2 種電柱		660円	860円
	第 3 種電柱		900円	1,200円
	第 1 種電話柱		390円	500円
	第 2 種電話柱		620円	800円
	第 3 種電話柱		850円	1,100円
	その他のもの		39円	50円
共架電線その他上空に設ける線類		長さ 1 メートルにつき 1 年	4円	5円
地下電線その他地下に設ける線類			2円	3円
広告塔		表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,900 円	2,000 円
管類	外径が 0.07 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	16 円	21 円
	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの		23 円	30 円
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの		35 円	45 円

	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの		<u>46 円</u>	<u>60 円</u>
	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの		<u>70 円</u>	<u>90 円</u>
	外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの		<u>93 円</u>	<u>120 円</u>
	外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの		<u>160 円</u>	<u>210 円</u>
	外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの		<u>230 円</u>	<u>300 円</u>
	外径が 1 メートル以上のもの		<u>460 円</u>	<u>600 円</u>
水田、畑、桑畑、果実園、牧草地又は採草地		農業委員会が定めた小作料の標準額を基準として市長が定める額		
その他		市長が定める額		